

第1247回 高知市教育委員会 1月定例会 議事録

1 開催日 令和3年1月21日（木）

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第1号 高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

日程第3 市教委第2号 令和3年度教育委員会の機構について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	山 本 正 篤
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐

(2) 事務局	理事	貞 廣 岳 士
	教育次長	弘 瀬 健一郎
	教育政策課長	島 内 裕 史
	学校教育課長	溝 渕 隆 彦
	教育政策課長補佐	濱 田 光
	学校教育課人事班長	田 邊 裕 貴
	教育政策課総務担当係長	神 岡 純 子
	教育政策課主任	西 村 夏 海

1 令和3年1月21日(木) 午後4時～午後4時35分(オーテピア4階研修室)

2 議事内容

開会 午後4時

山本教育長

ただいまから第1247回高知市教育委員会1月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は西森委員、よろしくお願いいたします。

西森委員

はい。

山本教育長

それでは、議案審査に移ります。

日程第2 市教委第1号「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

議案書の方は、2ページでございます。市教委第1号「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」ご説明いたします。

趣旨といたしましては、事務長の専決事項を定めるため、規則の一部を改正するものでございます。

本年度、令和2年4月1日付け人事異動におきまして、本市に新たに「事務長」の職が誕生しました。適正な組織運営のためには、一定職務上の権限を有し、共同実施組織を総括する職が必要であることから、本市においても「事務長」の職を設置しまして、学校事務企画調整室の室長であります坂本美紀総括主任を初代事務長に昇任しました。

そこで、今回、管理運営規則に加えていただきたいことは、資料3ページの第26条3項に、事務長の専決事項としまして、「学校事務企画調整室の職員に関すること」そして、もう一つが、高知市立学校の全ての教職員の「通勤手当」と「住居手当」の認定に関することの二つでございます。

それでは、議案書4ページの新旧対照表と、右肩に資料1とございます別添の資料をお手元をお願いします。

まず、資料1でございますが、これは平成26年2月に高知県教育長からの各市町村教育長宛てに出されました文書でございまして、「事務長の職の設置について」という通知文でございます。この2ページ目に、事務長の職務内容等が例示されておりました、この中から各市町村の学校事務支援室の規模や実情に応じて、事務長の職務内容等を定めることとなっております。

今回の管理運営規則で加えたいことにつきましては、この中の2の「専決事項」の(1)学校事務支援室、本市におきましては「学校事務企画調整室」という名称ですが、この職員に関することが示されております。この内容を、議案書4ページの新旧対照表にもございますが、第26条の3に追記をいたしました。これによりまして、学校企画調整室の職員が所属します潮江中学校の学校長が行っていた内容を、事務長に移すことができるということになります。

次に、先ほどの資料1の2の「専決事項」の(2)になりますが、職員の「通勤手当」と「住居手当」の認定に関することが示されております。この内容を、新しい管理運営規則の第26条の3に追記し

まして、事務長が高知市立学校の全教職員の「通勤手当」と「住居手当」を認定することができることとして、これにより、各学校長の業務が改善されるというメリットがございます。

以上の二点につきまして、潮江中の校長先生の業務であるとか、市内全ての学校の校長先生の業務の一部を事務長が担うことができるという形になりますので、今後、事務長が学校事務の総合的なマネジメントを行っていただけるように、教育委員会としても支援しながら、本市の学校事務を推進していきたいと考えております。どうぞよろしく申し上げます。以上です。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

谷委員

潮江中の学校事務は同じ坂本さんということですか。それはまた別のことですか。

弘瀬教育次長

潮江中には潮江中の学校事務職が配置されています。

谷委員

室のようなものが別にあるということですか。

弘瀬教育次長

そうです。

谷委員

坂本さんの上司に当たるのは誰になりますか。事務長の上司に当たるのは誰ですか。

学校教育課人事班長

それは潮江中学校長でございます。

谷委員

潮江中学校長ですか。

学校教育課長

企画調整室のメンバーは学校事務とは別に7名の者がいます。

谷委員

なるほど。これは高校の事務長とはまた違うということですか。

学校教育課人事班長

高校の事務長は学校長と同等の職に当たりますけれども、義務の小中学校の事務長は教頭職と同じ扱いになります。

谷委員

そうですか。分かりました。

西森委員

イメージがまだよく分からなくてすみません。今、事務長と言われる人は、高知市内には何人いらっしゃいますか。

弘瀬教育次長

一人です。

西森委員

一人ですよ。結局、この人は常駐しているのはどこになりますか。

弘瀬教育次長

潮江中です。

西森委員

潮江中において、この学校事務企画調整室とはどこにありますか。

弘瀬教育次長

潮江中学校の中にあります。

西森委員

ここの調整室の仕事は潮江中のことだけではないのですか。

弘瀬教育次長

高知市内全部のことになります。

西森委員

事務局と言うと変ですが、高知市内全部の事務に関するものが、今、潮江中に調整室として置かれているというイメージですか。

弘瀬教育次長

はい。

西森委員

その長が事務長さんという感じですか。結局、「たかじょう庁舎にいらっしゃいます」と言われると、すごく分かりやすいですが、場所としては潮江中にあり、司令塔ではないですが、そこから全部の事務を見てらっしゃるということですか。

弘瀬教育次長

そうです。教育委員会の職員ではないですので、学校にいと捉えていただければいいと思います。

西森委員

事務長さんが増えることはないですか。事務長さんが率いる学校事務企画調整室が潮江中にあるので、これが増えるということではなくて、事務長さんも一人ですか。

弘瀬教育次長

高知市内にある調整室が一つであれば、事務長さんも一人ということになります。

西森委員

増える可能性もありますか。例えば大津中に今度置くことになりましたという感じで、もう一つ設置、というのはありますか。

弘瀬教育次長

ちょっと考えられないですね。市町村に一つというようなイメージです。

学校教育課人事班長

学校事務企画調整室につきましては、高知市の場合は規模が大きいですので、これを将来的に二つに分けることも可能ではあります。例えば、今の人数を3名3名に分けて、事務長を二人配置するというのも、例えば、西と東とか、そういった形で設置することは可能でございます。

西森委員

ただ、今のところ一か所になっているということですね。先ほど、谷先生の言われた上司は、潮江中の校長先生ということですが、ほかの校長先生からは指揮命令は受けないということですか。結局、ここは学校全部の事務を司令塔で差配して、朝倉がどうか、第六がどうか、第四がどうかと、ほかの学校のお仕事もしているけれども、上司としてはあくまで潮江中ということですか。

弘瀬教育次長

潮江中学校の職員になりますので、そうです。

谷委員

潮江中の校長先生は大変ではないですか。

山本教育長

ですから、こういう事務長の専決事項というものを作って、校長まで決裁を上げなくても事務長で完結するように、26条の3の項目で今まで校長まで最終上がっていたものを、事務長のところの権限でできるようにしたということが、今回の規則を改正した目的の一つになっています。各学校

には事務さんがおりますので、各学校の事務は各事務さんがやりまして、その事務さんを取りまとめるのがこの室という形になってきます。

谷委員

ということは、各学校の事務さんが自分の校長に了解をもらうということが必要ないということですか。別の学校の事務さんが、自校の校長に了解をもらわずに、直接事務長の坂本さんの方に行くということですか。

山本教育長

「通勤手当」と「住居手当」に限ってはそうです。

谷委員

分かりました。結局、「通勤手当」や「住居手当」は年度初めですよ。

学校教育課人事班長

主にはそうです。

谷委員

忙しくて、それぞれの事務の人も大変になっています。毎年そうです。私も見てきました。それが集約されてということはいいかもかもしれません。

山本教育長

校長先生の負担は相当減ると思います。

谷委員

学校自体、事務の方も含め時間がすごく掛かっていましたから。

西森委員

ただ、外部から見て分かりにくくて、どうして事務の統括部門が教育委員会の中ではなくて、別の学校に置かれているのだろうと、そのイメージが分かりにくいですが、これを見れば「市町村立学校へ設置し」と書いてあるので、「そうなんだな」と思って、受け入れますけど。

山本教育長

教職員給与がどこから出るかです。学校であれば県費、教育委員会事務局にすると高知市が負担をするという形になります。

谷委員

事務は県の管轄ですよ。ですから、そういうことになっている。

山本教育長

学校事務は県の職員です。

西森委員

そうであれば、県教委に置いてくれれば分かりやすいと思いますけど、あくまで高知市の学校のことを預かっているから、高知市のどこかの小学校か中学校に置いてくださいということですね。やっと分かった気がします。すみません。異議ありません。

山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移ります。市教委第1号「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第1号は、原案のとおり決しました。

日程第3 市教委第2号「令和3年度教育委員会の機構について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

A3の資料をご覧ください。これまでの定例教育委員会でも何回か説明をさせていただいておりますが、来年度から、生涯学習課、スポーツ振興課、民権・文化財課の三つの課が市長部局の方へ移管をされます。ただし、生涯学習課の業務のうち、青少年部門は引き続き教育委員会に残りますので、青少年の部門を含めて各課の担当業務を整理いたしまして、今回、お示ししている事務局の機構案となっております。

右側の枠で囲んでいる機構図をご覧ください。まず、次長についてはこれまで「学校教育担当」と「社会教育担当」としておりましたが、これを「教育担当次長」と「事務担当次長」としたいと考えております。これまで、それぞれの所管をしている次長が協議や決裁、チェックなどをしておりましたが、これからは両方の視点でチェックを入れていくということになります。

次に、各課の配置です。説明の順番がバラバラになって申し訳ないですが、まず、上から三つ目です。今の「教育環境支援課」を「学校環境整備課」に名称変更いたしまして、これまで教育政策課で行ってありました施設関係に移管して、施設関係と備品整備、それとICT機器の整備を含めた情報担当など、学校の施設環境全般を所管する課とします。学校の環境整備の窓口を一つにするということで、予算的措置や事務の効率化を図っていきたいと考えております。

次に、その下、生涯学習課で行ってありました青少年担当を行う課として「青少年・事務管理課」を新設します。併せて、ここではこれまで人権・こども支援課で行ってありました就学援助や奨学金関係の事務、学校教育課で行ってありました学籍関係など、学校教育に関する事務系の業務も一体的に行うこととして、所属長以下、事務職の担当で複数チェックができる体制としております。さらに、この課では現在、国の方でもガイドラインなどを作成するなどして進めております給食費の公会計化についても、これからの準備を行っていきたいと考えております。

次に、一番上、教育政策課です。施設担当を学校環境整備課の方に移管しますので、その後に、教育環境支援課から給食の担当を引継ぎまして、各給食センターも併せて所管をします。

その下の学校教育課は、学籍関係を青少年・事務管理課の方に移管しましたので、その後に、教育環境支援課から保健担当を所管することとし、現在のコロナ禍での学校との連絡や調整、また、休校等の対応などを迅速にかつ確実に行えるような体制としております。

次に、人権・こども支援課ですが、就学援助や奨学金については、業務を青少年・事務管理課の方に移管しますが、これまで所管していました児童館の運営などについては、引き続き担当をすることとしておりますので、管理担当はそのまま残すようにしております。

今回の機構につきましては、一つ事務系の課を新設する案となっておりますが、教員の課長が所管してありました事務的な業務を、なるべく事務の課長のところへ移管して、学校での教育や児童生徒への対応に、これまで以上に注力できるような体制をつくるというような理由で、今回の案ということになっております。説明は以上でございます。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

最後の説明を聞いて、何となく分かった気になりました。この後、物理的に机を移動して、ファイルをこちらからこちらに移行してと、多分今までその担当者をしていた方も、課が移動したりするのだらうと思います。ですから、それほど引継が難しいとかはなくて、むしろ円滑になり、多分こちらの課は事務系の方で、こちらは学校の先生系の方々がという雰囲気になり、きっとそれぞ

れ円滑にいくのだろうと最後のご説明で分かりましたけど、最初は、今まで何か不都合があったのだろうかと思いついて見えていたので、一つあるとすれば、学校の先生出身で教育の専門でいらっしやっただけど、教育委員会に来たら事務になってちょっと最初はバタバタしたとか、そういったことが起きていたのかもしれないと想像しながらお伺いしました。円滑にやれそうだとということでよろしいですね。

山本教育長

今の機構で言うと、人権・こども支援課で奨学金や就学援助を担当しています。正にこれは事務の仕事で、事務の係長はいましたけれども、これまでは係長が事務の最高職で、それ以上は教員出身の方になっていました。実は今年度から、事務職の課長補佐を配置して、事務を二重チェックできるようにしましたけれども、やはり先生方には子供たちの教育を専門的に見ていただき、事務の部分は事務職の方がしっかりチェックをするという体制を敷いた方が、それぞれ得意分野を活かしていただけますし、効率的に動くことができると思います。それと、これまでは社会教育、学校教育と別れていた次長を教育担当、事務担当とすることで、例えば、今までは教育環境支援課で備品を買うときも、事務の次長を通らずに教育担当の次長の決裁後、私のところに上がって来ていましたけれども、今後は両方の次長を通るという形でチェック体制を整えて、しっかりした管理ができる機構を目指したということで、今回、こういう機構を考えたところでございます。

谷委員

学校教育課が教育課程の取組だけに集約されることになると思いますが、保健体育とか体育の科目などは学校教育課ということになりますか。

弘瀬教育次長

そうです。

谷委員

それもいいと思います。あとは、学校教育課にないものは食育だけということになります。結局、食育というものが教育課程の中にも位置づけられて、重視しなければいけない。それをやる教育政策課に頑張ってもらわなければいけないと、こういうことになるわけですね。

弘瀬教育次長

もちろん学校教育課との連携ということはしていきます。

谷委員

ですが、担当は教育政策課に行くということですね。今後、食育はすごく重要だと思います。教育政策課に頑張ってもらわなければいけないという部分があると思います。

山本教育長

実際は学校給食の準備や、献立とかというところをしっかりと見る形になりまして、食育という分野については、給食センターの方にも栄養教諭が配置されており、それぞれが受配校との連携を取りながら対応をしていますので、そういう先生方を中心に、これまでと同じような形で動いていくことにはなると思います。

谷委員

食のカリキュラムを作らなければいけないと思います。ですから、その辺りの指導や、全部の学校にそういうものを作っていかなければいけないという部分を、テコ入れをする必要があるかもしれないとは思いますが。それにしても学校環境整備課の課長に誰になるか分かりませんが、これはなかなか大変な課になりそうな気がします。大変な役だとは思いますが、この機構の方が整理はされると思います。

山本教育長

教育環境支援課にICTの整備が入ってきたこともあり、また、新型コロナの対応ということもありまして、今の課長は土日も携帯電話を持って、子供たちに陽性者が出たとかになれば、休む暇

もなく対応していますので、本当に負担がかかっているというところがあります。今後、学校教育課もこれで仮に給食まで持ってしまうと、学校教育課の課長の負担が非常に重くなりますので、そこについては少し分散する必要があるということで、教育政策課へ食育の方を付けたということです。

谷委員

学力向上推進室はこういう図には載らないのですか。

山本教育長

機構の中にはないです。ただ、従来どおり学校教育課の中に置いて、県からの派遣を受けて、同じような取組はしていきます。

西森委員

今出たお話で、コロナですけれども、コロナは課レベルで今、持っているのはどこになりますか。

山本教育長

現状で言いますと、教育環境支援課の保健食育担当が持っています。ここが保健所や学校との連携をしながら情報収集をした上で、休校等が必要であれば学校教育課とも協議をしながら対応していますけれども、この部分が学校教育課に行きますので、今後は学校教育課の中の保健担当の方が保健所とも連携しながら、例えば休校判断などをすぐ取ることができるような体制になるということです。

西森委員

学校教育課の課長さんも今まで以上に大変になるわけですね。

山本教育長

事務的な学籍は除かれて専門分野だけにはなりますけど、今でも学校教育課長のところには、本当にいろんな学校でのトラブルなどが入ってきますので、大変ですけれども、このコロナが落ち着くまでは忙しいと思います。

今、教育環境支援課の課長と課長補佐だけが携帯電話を持ってずっと対応していますが、それではいけないということで、教育委員会の中の管理職で携帯電話を土日は回し持つということで、負担軽減の形は取りました。しばらくはそういう形を取っていないと、いつ電話がかかってくるかも分からないですし、学校内のクラスターはありませんが、高等学校ではクラスターが発生していますので、学校と連絡を取って対応することも必要になります。

谷委員

小中学校はないですか。

山本教育長

小中学校は今の段階ではないです。ただ、高等学校の方が部活動中心に出てきています。高知市も学校内に濃厚接触者が出るような状況になれば、学校名は公表した上で対応する必要があると思いますが、幸い保健所に聞いている中でも、今まで学校内での濃厚接触者は出ていませんので、最初の2校は公表していましたが、それ以降は公表していません。

西森委員

分かればよろしいですが、結局、今度の教育委員会は総数何名になられるのか、現行よりは当然減るのだと思います。いくつか課が抜けますから、気づいたらそれ以上に削られているとかということはないですか。足し算引き算は大丈夫ですか。

教育政策課長

人の実数については異動がまだなのでわかりませんが、定数では今363人が、318人になるのだったと思います。

西森委員

極端に、気づいたら250にされているとかなら、ちょっと待ってくださいという話になりますけど、そういったことはなさそうですね。

谷委員

スポーツ振興課が大分減るということですか。

山本教育長

スポーツ振興課と生涯学習課の青少年を除く部分と民権・文化財課、これが市長部局へ行きますので、ここの定数が市長部局へ動きます。それと、教育委員会は学校給食の民間委託を行って、給食調理員の定数部分で予備定数というものを持っていましたので、それも併せて移しますので、予備定数を10ぐらい渡す予定でしたか。

教育政策課長

そうです。3課で35人でしたけど、予備定数を合わせて45を市長部局の方に移したということになります。

西森委員

分かりました。

山本教育長

実際は、課を増やしましたので管理職などで予備定数を使いましたけれども、こちらの方にも予備定数を少し残す形にはなっています。

西森委員

分かりました。

谷委員

これは一つ課が増えるということになりますか。

山本教育長

一つ課が増えます。

谷委員

環境整備課と青少年・事務管理課という課ができるということですね。

山本教育長

やはり学校教育が教育委員会のメインになりますので、その中で体制の強化をしていくということになれば、いったんはこういう体制でじっくり事務の効率化なども図りながら対応して行って、ただ、スタート段階ですので、相当慎重な人員配置もしています。今後、様子を見ながら効率化というところの視点も入れていく必要はありますけれども、いったんは強化をして行って、しっかりしたものを作っていきたいと思っております。

森田委員

先ほどのお話を伺って思いましたけど、以前、判子のこともありましたけど、判子がやっぱりプロセスとして必要なのかというような仕分けや仕事の見直しということも、今回の機構改革と同じように、あってもいいかと思います。それほど人数が増えているわけではないわけですよ。組織が新しくなるとやはり仕事のやり方も見直さなければいけないと思います。実は、私の今いる組織の中でも、今はネットですぐに決裁できることになったり、逆に、前に戻そうかという話もあったりしています。ちょっと揺れ動く時期、コロナの時期ですが、やはりそういうこともあってもいいのかもしれないと思いました。

谷委員

起案で判を押さなければいけないということは、簡素化しているのでしょうか。それについてはまだしていませんか。

山本教育長

そこはまだ変わってないです。ただ、現在、電子決裁システムを市長部局の方で検討していますので、それがあれば判子を押すのではなく、パソコン上で承認をして、それが順番に流れていくというような形になっていきます。実は今のシステムにも電子決裁はありますが、新しくできるものはそれに財務会計も付いてきますので、決裁することによって、実際の支出まで結びつくような、市役所全体のシステムを統括するようなシステムになります。それができれば、個人のパスワードなどを教えなければ、ほかのものが成りすまして決裁をすることはできなくなりますし、決裁権者が下の者から引き上げて決裁をすることはできますが、これまでのような、判子を買ってくるというようなアナログなことはできなくなります。

森田委員

実はコロナで在宅勤務になっていたりするので、毎日来る人とほとんど会えない人とが二極化したりすると、絶対判子を押すシステムをもうやめましょうという話が出ると思います。今までもいろんな係の方がそれぞれのところに持って回ったりとかしていて、結構大変そうでしたけど、それが無理になってきました。

山本教育長

市の方も在宅勤務ということで、パソコンを持ち帰ってできるようなことも考えているようですので、やはりそうなってくるとそういった決裁システムがないといけません。民間企業でも契約書の判子を押すために出てきているというようなニュースもしていましたので、社会全体で見直す必要のある部分もあると思いますけれども、やはりこれから後アフターコロナ、ウィズコロナになってきたら、事務の流れ自体も変えていって、それに対応できるシステムというものが大事になるのではないかと思います。

西森委員

私もやっぱりアナログ人間なので、従来型の決裁シートがあり、そこに判子が座っていたら、きちんと手順を踏んできたのだなと安心するというか、目で見て安心しますけど、今回正に、機構改革で決裁の流れも変わるわけですね。そうすると、判子のうちは多分違う決裁シートというか、枠をいくつか増やすなどして決裁を回すと思います。それが固まらないうちに電子決裁になると、どこかで漏れたりしないかという気もしますけど、そういった心配はないものですか。

山本教育長

職員で決裁のルートを設定して、誰が判子を押すのかというのを全て最初に設定します。また、決まったルートもありますので、そこを選べばこの決裁についてはこのルート、この決裁についてはこのルート、そして、ほかの課の合議が必要であれば、そこを選べば自動的に入るような形になっていきますので、基本的には判子を押すのと同じような形で決裁が流れていくことにはなると思います。

西森委員

分かりました。

山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移ります。市教委第2号「令和3年度教育委員会の機構について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第2号は、原案のとおり決しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時35分

署 名

教育長 _____

3番委員 _____